

摂津市小規模修繕工事契約希望者（令和7～10年度）登録申請要領

【一般事項】

1 目的

この登録制度は、建設業の許可を受けていない等の理由により、摂津市に入札参加資格審査（指名参加登録）を申請することができない方を対象に、摂津市が発注する小規模な修繕工事契約（予定価格130万円未満のもの）を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

2 登録できる方

摂津市に主たる事業所を有する方で、摂津市の入札参加資格審査申請により入札参加有資格者名簿に工事で登録されていない方。

- ・個人事業者、法人を問いません。
- ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数を問いません。

3 登録できない方

① 摂津市内に主たる事業所を有しない方

- ・他の市町村に本店又は主たる事業所を置く方

② 令和7～10年度の入札参加資格申請に工事で登録を予定している方

※入札参加資格審査申請（工事）と小規模修繕工事契約希望者登録申請の両方に申請することはできません。

③ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人並びに破産者であって復権を得ない方

④ 登録業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方

⑤ 契約の相手方として不適当と認められる者

⑥ 法人市民税、個人市民税、固定資産税を滞納している者

4 登録者の取扱

摂津市小規模修繕工事契約希望者登録申請書（様式1）及び必要書類を提出し、審査に合格した方は、摂津市小規模修繕工事契約希望者登録者名簿に登録されます。名簿を庁内に周知することにより、摂津市が発注する小規模な修繕工事契約の際に業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありません。

5 申請用紙配布

総務部財政課（本館 2 階）において配布するほか、摂津市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.settsu.osaka.jp/>

6 申請受付時間

平日 午前 9 時～午後 5 時

7 受付場所

摂津市役所 総務部財政課（本館 2 階） ※申請書は、郵送または持参提出となります。

8 登録の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間

（4 年ごとに、改めて申請により登録を受付します。）

9 登録内容の変更

申請後に、廃業したとき、主たる事業所を市外に移す等して登録資格を失ったとき、又は住所・代表者氏名等に変更があったとき等は、速やかに摂津市小規模修繕工事契約希望者登録変更届（様式 3）を提出してください。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

摂津市が小規模な修繕工事を発注するときは、原則として複数の業者の見積り合わせによる競争を行い、最も低い価格を表示した方と契約することになります。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは可能ですが、辞退する場合には必ず連絡願います。見積り合わせの結果は、速やかに発注課等の担当者から電話で連絡いたします。

2 契約の方法

契約の相手方となった場合には、発注課等の指示に従って原則として書面（請書若しくは契約書）により契約します。

3 契約の履行

契約の履行は、摂津市財務規則、契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払時期

請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期間は、正当な請求を受けてから 40 日以内です。

5 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行わないでください。登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、契約解除を含め登録を取り消します。

6 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から、一般に情報公開（閲覧）いたします。

7 契約に関する苦情、相談等

契約に関する苦情、相談等は、総務部財政課で受付いたしますので申し出てください。

【提出書類】

1 法人の場合

- ☐ 摂津市小規模修繕工事契約希望者登録申請書
- ☐ 口座振込届出書
- ☐ 修繕工事登録業種届出書
- ☐ 業務実績書（修繕工事登録業種に係る最近（1年間）の業務実績を記載してください。）
- ☐ 商業登記簿謄本の写し 1通（3カ月以内に証明のもの）
- ☐ 代表者印鑑証明書 1通（3カ月以内に証明のもの、写し可）
- ☐ 納税証明書 1通（法人市民税、固定資産税。3カ月以内に証明のもの。直近の年度が証明されるもの。）

2 個人事業者の場合

- ☐ 摂津市小規模修繕工事契約希望者登録申請書
- ☐ 口座振込届出書
- ☐ 修繕工事登録業種届出書
- ☐ 業務実績書（修繕工事登録業種に係る最近（1年間）の業務実績を記載してください。）
- ☐ 印鑑証明書 1通（3カ月以内に証明のもの、写し可）
- ☐ 身分証明書 1通（3カ月以内に証明のもの）
- ☐ 納税証明書 1通（個人市民税、固定資産税。3カ月以内に証明のもの。直近の年度が証明されるもの。）

※ 法人の場合の商業登記簿謄本、代表者印鑑証明書は法務局で発行されます。

※ 個人事業者の場合の印鑑証明書は住所地の市町村（市民課）、身分証明書は本籍地の市町村（市民課）で発行されます。

※ 固定資産税の納税証明書は、自社ビル等として固定資産を所有している場合のみ添付してください。賃貸等の場合は必要ありません。

【申請書の書き方】

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記載してください。

2 商号又は名称

法人の場合は、商号登記簿に記載された商号を記入し、個人事業者の場合は、通常使用している商号・名称がある場合は、それを記入してください。

3 代表者職・氏名

法人の場合は、商号登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業者の場合は代表者職を、「代表」として記入してください。

4 印鑑

申請書の代表者印は、不要です。「使用印鑑」については、登録期間中に見積書、請書、契約書、請求書及び請負代金の受領に使用する印鑑を押印してください。実印を使用印鑑としていただくことも可能です。

5 電話、FAX 番号及び携帯電話番号

電話は、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。なお、FAX がある場合は、図面等の連絡の際に便利ですので記入してください。また、仕事用の携帯電話等をお持ちの場合は、その番号も記入してください。

6 修繕工事登録業種届出書

業種・詳細を参考に、「登録業種」欄に、登録する業種全てに○をつけてください。

「備考」欄には、具体的に受注可能な内容をご記入ください。建設業許可や、その他の許可・免許・登録を有する場合は、「資格」欄に記載し、許可証等の写しを添付してください。

7 担当

〒566-8555 摂津市三島 1 丁目 1 番 1 号

摂津市役所 総務部 財政課（本館 2 階）

直通電話 06（6383）1329